

調査結果を踏まえた再発防止方針

足立区いじめ等特別調査委員会 提言	主な内容	対応部署	再発防止のための方針
第1 子どもの最善の利益の確保に向けた生徒と教職員の関係性の改善の必要性	区や教育委員会、学校等は、生徒が身近な大人である教職員に対して自由な意見の表明を可能にするように、生徒と教職員との関係性の改善に向けた取り組みや、関係性の改善を可能にするような条件の整備を進める必要がある 等	教育委員会	以下の観点から、教職員に対し、研修を実施してまいります。 (1) 児童生徒の最善の利益に十分配慮し、その年齢及び発達の段階に応じてその意見が尊重され、一人一人を大切にした教育を行うこと。 (2) 教員による一方的な意見の押し付け、児童生徒一人一人に寄り添うことのない形式的な指導については是正すること。 (3) 教職員が児童生徒と「応答的」かつ「可变的」な関係性を構築すること。
第2 不適切指導の改善に向けた提言	「生徒指導提要（改訂版）」に示された不適切指導に関する考え方について、各学校に改めて周知し、教職員への研修等の機会を設けること 等	教育委員会	改訂する「足立区いじめ防止基本方針」に、以下の観点を追記し、各校に周知徹底してまいります。 (1) 「生徒指導提要（改訂版）」に示された不適切指導に対する考え方 (2) 教職員が児童生徒と「応答的」かつ「可变的」な関係性の構築を粘り強く試み続けること。 (3) 自らの思いを一方的に押し付けるのではなく、生徒の行動やその背景について生徒自身の意見や思いに耳を傾け、一旦それを受容し、いかなる応答がよいのかを考えること。
第3 精神健康の課題を抱える生徒への対応の改善に向けた提言	足立区の次期自殺対策計画において、計画の立案過程から見直し、現場の課題を精査し、ボトムアップで自殺対策計画を構築すること 等	教育委員会 区・衛生部	【教育委員会】 (1) 児童生徒の自傷行為などが発生した際、引き続き衛生部と連携して対応にあたるとともに、必要に応じて医療機関や学校外の若者支援と連携を図ってまいります。 (2) 今までもプリベンション、ポストベンションとしての各段階を想定した組織的対応は、衛生部と連携して一定程度は行ってきましたが、学校現場が求める形で危機対応チームを体系化させるため、今後も引き続き衛生部と協力してサポート体制研修を検討してまいります。 (3) 足立区における援助希求的態度を促進する教育である「ＳＯＳの出し方等教育」について、生活指導主任及び養護教諭を対象とした研修を改めて実施し、「ＳＯＳの出し方等教育」を受ける子どもが自らの心の状況について早期に問題意識を形成し、それにいかに対処すべきなのか、理解促進を図ってまいります。 (4) 自殺のサインに気づき、生きる支援を担うゲートキーパーを育成する「ゲートキーパー研修」の中で、継続的な対話の機会の必要性や、日常的な健康観察やリストカットなどの自傷行為に対する対応などを盛り込んでいきます。 【衛生部】 (1) 教育指導部教育指導課指導主事、教育相談課福祉職、学校運営部学務課職員、及び学校現場から中学校長会代表者と中学校養護教諭代表者、統括スクールカウンセラーを、次期自殺対策計画における「子どもの自殺対策」の内容について衛生部とともに協議する代表者として選出します。 (2) 協議の場を複数回設け、学校現場の課題をともに精査し、それらの課題への取組を検討し、次期計画に反映していきます。
第4 子どものストレス要因たる学校の競争的な環境の改善に向けた提言	区の施策が区内の学校の環境を過度に競争的なものにし、生徒たちにプレッシャーを与えるものになっていないか、検証すること 等	教育委員会	(1) 区学力調査について、「意識調査」や学校アンケート等から、過度に競争的な環境となり、プレッシャーを与えるものになっていないかという視点で検討を行い、児童生徒一人一人の課題に寄り添い、学習に関する困り感の解消を第一に実施いたします。 (2) 「足立スタンダード」に基づく「安心感を生み出す『小学校・中学校で統一した授業のスタイル』」の実践を徹底し、児童生徒が学習に安心して臨むことができる環境を第一に学習に取り組みつつ、子どもたちの最善の利益の確保を念頭に、そうした理念が特別活動他、日常の学校生活全般に浸透していけるようにしてまいります。
第5 いじめの早期発見の体制整備に関する提言	本件中学校基本方針の具体的な取り組みとして、「いじめの早期発見に関するマニュアルを策定し、実効的な実践のために、チェックポイントを明らかにしたチェックリストを作成して、それを全校教職員が日常的に確認する。」といった内容の項目を置くこと 等	教育委員会	改訂する「足立区いじめ防止基本方針」に、以下の観点を追記し、各校に周知徹底してまいります。 (1) 「足立区いじめ防止基本方針」の実効的な実践のために、「面談におけるいじめ調査」「いじめ相談各種窓口」「チェックポイントを明らかにしたチェックリスト」を追記し、マニュアルとしての役割を付与すること。 (2) チェックリストを基に、いじめの早期発見につながるよう、各校全教職員が日常的に実践を確認すること。 (3) 各校いじめ防止対策委員会の役割に、「年間計画の作成、全教職員への周知、および年度末の全教職員による確認・検証を行う会議の運営」があることを明記すること。 (4) 朝会、集会や相談時などの様々な機会で、児童生徒・保護者に対し、各校いじめ防止対策委員会の活動内容とメンバーのほか、「いじめが絶対に許されないこと」「第三者としていじめがあると知った場合にはいじめ防止対策委員会にすぐに知らせしてほしいこと」「相談を受けた際にはいじめを受けた児童生徒、いじめを目撃した生徒を徹底して守り通すこと」を確実に周知し、児童生徒が安心して相談に来られるようにすること。 (5) いじめアンケートに、いじめ防止対策委員会の組織に関する情報を周知するとともに、認知をしているかどうか回答する欄を設けること。 (6) いじめが疑われる事実を取りまとめる「いじめ一覧表」について、各教員が確実に記入すること、いじめ防止対策委員会において、一覧表を活用した情報整理及び対策検討を行い、情報共有することで、いじめの早期発見から早期解決につないでいくこと。
第6 生徒の自死事案における事後対応に関する提言	教育委員会と区長部局は、いじめ等の調査において、より円滑な連携を図ることができるよう、それぞれの部局の役割を相互に確認し、連携のあり方の見直しを進めること 等	教育委員会	(1) いじめ等の調査を担う常設委員会の委員の専門性の確保と選任過程の見直しに関して ア 最新の国のガイドラインに則った第三者性の高い調査を実施するため、令和8年1月に「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」を設置いたしました。 イ 同委員会では、調査委員は案件ごとに、職能団体に推薦を依頼することとしています。 ウ 従前の「足立区いじめ問題等対策委員会」は、平時のいじめ対策への提言等を担う機関とし、役割を整理いたしました。 (2) 生徒の自死事案の調査における遺族から聴き取り等のあり方の見直しに関して ア 「足立区教育委員会いじめ重大事態等調査委員会」の委員と協議し、生徒の自死案件等の調査において、指針に則った保護者・遺族等からの聴き取り等を行い、事実確認のみならず、丁寧な背景調査、それに基づく再発防止策を立案してまいります。 イ 教育委員会と区長部局は、日頃から関連法令に関する理解を深め、いじめ等重大事態が発生した際にそれぞれの部局が果たす役割を相互に確認し、より円滑な連携を図れるよう努めてまいります。